九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# [025] 史淵表紙奥付等

https://hdl.handle.net/2324/2339192

出版情報：史淵. 25, 1941-03-31. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University
バージョン：
権利関係：

# 彙報

## 還暦の壽を迎へられた長壽吉博士

我が西洋史學界の重鎭長壽吉博士には昨年九月を以て停年制の申合に從ひ、九州帝國大學教授の職を退かれ、學界より非常に惜まれてゐる。先生は當九州史學會においては常任委員を辭せられ、新に顧問として今後とも本會の發展のために御盡力下さることゝなつた。

顧るに長博士は明治三十七年七月東京帝國大學文科大學史學科を御卒業の後、間もなく同文科大學講師及び早稲田大學・法政大學講師を經て奈良女子高等師範學校教授更に學習院教授兼主事として講學育英の事に膺られ我が九州帝國大學法文學部の開設せらるゝや入りて教授となり西洋史の講座を擔任せられて、爾來昨昭和十五年九月御退官に至るまで法文學部に御在職十有五年に及び、其間明治四十五年一月より二ヶ年半、獨逸・佛蘭西に、更に大正十二年十月よりは一ヶ年間佛蘭西・英國・和蘭等に留學せられて、早稲田大學史學科創立の事業及び獨逸バヴリヤ王立圖書館囑託、京都帝國大學司書官更に九州帝國大學圖書館長としては同圖書館の創立及制度組織の確立に盡瘁せられ、同時に本學法文學部史學諸科の開講準備を掌られ、なほ學内に於ける各種委員として本學の向上發展に貢献せられ、高潔の人格と博洽の學殖とを以て學術の振興後進の育成等にその御功績は洵に甚大なものである。

先生が學會に發表せられた著述及論文並講演等その主要なものゝみでも七十に垂とし、特に先生は第十七世紀プロシヤ建國史及十九世紀史を專攻せられ、殊に九大では十九世紀史を講ぜられること十有五年に及ばれた。先生はベルリン大學、ミュンヘン大學、パリ大學、ライデン大學及び大英博物館圖書館等の文書圖書を渉獵せられ、ミュンヘン大學近世史ゼミナアルに在つて研究せられ同大學學位論文が將に完成の際に恰も世界大戰に會して、遂に提出するに至らずして歸朝せられた。この前後十餘年を費して "Hohenzollern Testaments and the Diplomatic Policy of the Two Electors" を著されて獨逸・佛蘭西文書を參照して論斷せられて、之を學位請求論文として京都帝國大學文學部に提出せられて、文學博士の學位を得られた。この研究は從來獨逸史學者に依つて行はれた研究の偏頗なる論斷を是正せられ、獨逸佛蘭西文書の相反せるもの等に就いて全く科學的に批判を加へて、時相

を究明し、史上人格の業績を明瞭にせられ史學の發達に貢献する所多大である。また第十九世紀史に關しては特に世紀中葉の獨逸及び佛蘭西の政治文化に就いて時相の變遷、人格の業績、別してビスマルク及びナポレオン三世とその時代との關係を研究せられて、多くの論文を發表された。

また先生は我國の儒學、殊に九州の儒學に就いてその學說の變遷、思想の推移殊に勤王思想の淵源を研究せられ、論文並びに講演等を以て我國近世文化の由來を明かにし特に三浦梅園、脇蘭室、帆足萬里、廣瀨淡窓等諸先生の教學の系統を論じ、その近代的思想の含蓄と勤王思想の顯揚とを指摘せられて、從來これらが獨立學派の名稱を以て呼ばれたのを否定して南豊學派の名稱を主唱せられた。

尙此の他、先生は東北帝國大學、福岡縣女子專門學校に講師として聘せられたる外、中等教員講習會講師、其の他文部省主催講習會、九州帝大講習會、縣教育會講習會等の講師を依囑せられ、傍ら中學校、女學校教科書並びに解說書を著はし、本邦歷史教育の指導改善に寄與せられた所も多大である。

**著書**

一、Geschichte des Landungsprojektes auf England im 17ten Jahrhundert. (Stenotypie) München, 1913.
二、西洋近世史（世界歷史大系第二十卷）　昭和九年二月　平凡社
三、西洋史解說　昭和九年十月　富山房
四、西洋近世史（世界歷史大系第二十一卷）　昭和十年六月　平凡社
五、隨筆東西南北人　昭和十一年三月　第一書房
六、新修史學概論　昭和十一年六月　同文書院
七、對照新讀史年表（共著）　昭和十三年五月　帝國書院
八、隨筆一莖一花　昭和十四年七月　白水社
九、淡窓詩話及約言或問校訂　昭和十五年二月　岩波書店
十、概觀西洋通史　昭和十五年六月　同文書院
十一、猶太と反猶太　昭和十五年十一月　白水社
十二、アイルランド自由國　昭和十五年十二月　弘文堂

**主なる論文**

一、和蘭人の見たる京阪　大正十年五月　京阪文化史論
二、所謂ビスマルク體制の端緒に就いて　昭和十二年二月　齋藤先生記念論文集
三、ハプスブルグ・ブルボン兩朝爭覇時代ナント勅

合廢止前の時期に於ける北歐小國の動容　昭和十一年三月　同　上

昭和十三年十月　九州帝大法文學部十周年記念論文集

四、文化史上に於ける佛蘭西東洋政策の環境　昭和十四年五月　東西文涉史論下卷

五、英國と佛蘭西　昭和十六年二月　英國と世界の對立

六、法皇レオ十三世論の一端　昭和五年十二月　史淵

七、オリヴァ以後　昭和六年十二月　同　上

八、ケレタロの罪の由來に就て　昭和七年十二月　同　上

九、侯國政治訓論の一考察　昭和八年六月　同　上

一〇、シレジヤ地領繼承の關係　昭和九年三月　同　上

一一、生子信教に關するケルン訟論　昭和九年六月　同　上

一二、オルシニ事變の前後　昭和十年三月　同　上

一三、新尙古主義と二州問題の言論　昭和十年六月　同　上

一四、一八七八年基敎社會黨の地位　昭和十一年三月　同　上

一五、第二帝政末期六〇年代前後に於ける自由帝政の變革　昭和十一年七月　同　上

一六、ビスマルクの岐路と運命　昭和十二年三月　同　上

一七、ビスマルクと七五年危機　昭和十二年七月　同　上

一八、ビスマルクと伊太利戰役前後　昭和十三年十二月　同　上

一九、一八六九年の羅馬問題に就て　昭和十四年十二月　同　上

二十、論證史學のファタリスムとギゾオ時代　昭和十五年十一月　同　上

二一、アドルフ・ステッカアとその基敎社會黨　昭和四年二月　九大西洋史研究會記錄

二二、文化訟論發端の諸言論　昭和四年十二月　同　上

二三、青年社會主義黨の傳統　昭和六年四月　同　上

二四、フリイドリヒ・フオン・ラウマア書翰の研究　昭和七年四月　同　上

二五、第十七世紀末に於ける合宜政策に就て　大正十三年五月　史學雜誌

二六、五月法令とビスマルク　昭和二年八月　史學雜誌
二七、舊教復興と自由主義　昭和三年九月　同　上
二八、舊教分離由來　昭和四年六月　同　上
二九、近代世俗化と佛蘭西史學の影響　昭和八年九月　同　上
三〇、ザルツブルグ移住民　大正五年七月　史林
三一、ポツダムの思出　大正六年七月　同　上
三二、十七世紀に於ける英國侵入計畫　大正十年六月　同　上
三三、青年結社殊にション會起原の說　昭和八年一月—同八年二月　同　上
三四、佛蘭西史學史に於ける中世研究の意義　昭和十三年四月　同　上
三五、アントン・ライカ評傳　大正五年十月　藝文
三六、巡禮者に交りて　大正六年三月　同　上
三七、和蘭繪畫史記　大正七年二月—同八年三月　同　上
三八、和蘭畫家マアスと夢想　大正七年三月　同　上
三九、歷史教育斷片　昭和四年八月　歷史教育
四〇、愛蘭自治由來　昭和四年十月—同五年六月　同　上
四一、世界史に對する質疑　昭和五年五月　同　上
四二、七月王國概說　昭和五年十二月—同六年六月　同　上
四三、史上題名たる獨逸統一　昭和七年六月—同七年九月　同　上
四四、佛蘭西革命史解說　昭和八年三月—同八年七月　同　上
四五、近世後期のライン邊境問題　昭和十五年五月　同　上
四六、ヴエルサイユ宮とルイ十四世　大正五年七月　歷史と地理
四七、ペテロ大帝傳の一節　大正六年五月　同　上
四八、イポリイト・テエヌの後繼　昭和二年二月　同　上

四九、反猶太主義の發展　昭和五年二月　同　上

五〇、再び反猶太主義に就て　昭和五年五月—同五年六月　同　上

五一、シュモラア教授の史傳に就て　大正六年八月　經濟論叢

五二、南露に於ける獨逸移住民　大正七年四月—同七年五月　同　上

五三、高砂人と新高文書　大正十年四月　學習院時報

五四、歴史と偉人格　昭和七年六月　大分縣教育會誌

五五、淡窓教學の本旨　昭和十二年十月　日田講演筆記

五六、歴史の因果律　昭和六年十二月　福岡講演筆記

（以下省略之）　（辛島重義記）

## 第十二回九州史學會大會

昭和十五年度の九州史學會大會は十一月二十三日（土曜日）の講演會と同二十四日（日曜）の高良山神社見學及び富安家所藏書畫の見學を行つた。

**講演會**

十一月二十三日午後二時より福岡市因幡町縣教育會館にて委員長竹岡勝也教授の開會の挨拶の下に左の講演を行ふ。

一、藝豫海賊之對立　長沼賢海教授

内容の詳細は「史淵」第二十五輯に發表されたるに就き省略す。

一、生物史觀と國家　九大醫學部　平光吾一教授

（梗概を次頁に掲ぐ）

**晩餐會並びに研究發表會**

講演會後、午後六時より萬町昭和會館三階にて行ふ。

席上、九州史學會の創立以來長らく會の爲めにお働き下され、此度び還暦の壽を迎へられた前教授長壽吉博士に對して史學會を代表して竹岡委員長より御挨拶と共に九州史學會より御還暦祝賀の記念品の贈呈を行なつた。それに對し長博士より謝辭があつて、晩餐會に移つた。

食後左の研究發表があつた。

一、支那美術史に於ける寫生思想の發生について。　東洋史專攻學生　長末勉氏

一、憂世から浮世へ　國史專攻學生　田村圓澄氏

一、古代研究に於ける神事の二つの意義について

副手　中井虎一氏

**高良山神社見學**

十一月二十四日（日曜）午前十時九鐵急行電車久留米驛前に集合。會する者、竹岡教授以下約二十名で、雨を衝いて高良山に登山。神籠石、及び國幣大社高良神社所藏の神社緣起繪卷、文書等の見學を終へて下山し、午後久留米市外追分の富安猪一郎氏宅にて重要美術品指定の竹田の「驢背尋梅圖」等の書畫を中心として、彼の系統の諸畫家、及び色鍋島等の九州及び日本各地の陶器の名品を鑑賞した。

例年、史學會大會には展覽會を開いたが、本年は都合により、高良山神社及び富安家の所藏文書及び書畫の見學を行つたのである。此處に高良山神社及び富安家の御好意に厚く感謝の意を表する次第である。

## 生物史觀と國家

平光吾一　教授

歷史は種々の立場から解釋されるが、これを生物現象として觀察する立場が可能である。これ生物史觀である。例へば思想史的に見て、全體主義的國家觀の勃興が、生物學に於てシュライエル以來細胞の性質が明かにせられ、各細胞が自己の屬する有機體の全生命に對して有する關聯に關する知見が大いに進歩した事に基いて居るのは、此の國家觀が生物史觀に依るものなる事を語つて居る。スペンサー、リリエンフェルト、ノヴィコフ等の社會國家に關する所謂有機體說は、生物學が未だ十分の發達を遂げなかつた時代に成立したものであるから、種々の點に於て不完全である。從つて國家有機體說が國家觀として不穩當であるとなす非難は、唯だ彼等の主張する特定の國家有機體說に對してのみ妥當するものであつて、國家有機體說一般に對して妥當するものではない。論者或は國家を以て其の複雜性の故に生物有機體以上の超有機體と呼ぶべきであるとなすかも知れぬが、現代の進歩せる生物學上の研究成果は、寧ろ生物體の方が國家よりもより複雜にして微妙なる內的構成を有する事を敎へて居る。吾人は現存する國家が直ちに生物體と同一の完全なる構造を有する有機體なりと主張するものではないが、それは不完全なる有機體、將に完成せられんとしつゝある有機體なりと主張せんとするものである。西洋の社會學者は、生物體に於ては其の細胞は全體の爲に犧牲となるも國家に於ては個人は必らずしも全體の目的の爲に犧牲となるものではないと云ふ事を以て、國家有機體說の弱點となすを常とするが、これ彼等の國家が謬

れる個人主義的原理に基くが故であつて、我が大日本帝國の如きは正に生物體と大差なき程の完全なる有機體であると云はなければならぬ。（文責　中井副手）

## 國史學會

昭和十五年度第二回例會

一、期　日　六月二十一日（金）

一、場　所　第一演習室

一、發表者　題目及び内容梗概

### 大嘗祭の意義と延喜式迄の沿革

學生　小鳥盛枝

大嘗祭の中心行事は云ふ迄もなく悠紀主基の行事である。從つて悠紀主基の意義はやがて大嘗祭の意義と見ても差支ない。然らば悠紀主基の意義如何と言ふに、之は矢張り此言葉の初めて文獻に現はれた時に、特に其の言葉の意味を現はす爲に考慮して用ひられたと思はれる齋忌、次の文字に據て考へる事が最も穩當かと思はれる。即、悠紀は、齋ひ清まわる、主基は次―次（スキ―ツギ）である。次といふは日嗣世繼、あとつぎの次と解すべく、寛治元年の宣命、源氏物語若葉の卷、狹衣の卷には此の意味のつぎの語が出て居るに仍ても考へ得られる事である。そして又一面此日嗣は家督相續を意味する樣である。日嗣の皇子は當然皇室家の御家督相續者であらせられる事は勿論であるが、出雲の舊國造家千家北島家に於て、古來家督相續の事を火續と云ひ傳へて來て居る事、日嗣の言葉は大國主命に於て初めて現はれて居る事から見て、日繼と火續、そして又家督相續の三者が關係あるものと考へられる。斯く觀れば悠紀主基の行事は家督相續式を行はれるに當つて、先づ皇祖を齋き祀られ、而して後相續の御儀が執り行はれる意味のものと考へられる。かゝる意味のものとすれば、それは、本來皇室家内輪の御行事として太古より皇室家に行はれて居たもので、其の日嗣、皇室家御家督相續の意味に於ては即位式とも類似したものであるが、後者が主として外部的、政治的な意味のものであるに對して、是はむしろ内部的本質的な意味のものであるだけに一層重要性がある樣に感じられる。今や延喜式に於ける法制との地位に於ても即位式は其の重大さに於て、絶對的なものでなく、他にもそれと比肩せられる樣な儀式もあるに對して、大嘗祭は全く他に比すべきものなき絶對的な重要な大祀とせられて居る事を見ても、大嘗祭が本來新嘗祭とは性格を異にするものであつて、皇室家として最重最高の祭祀であつたこと

が痛感せられる。而してかゝる悠紀主基の意義は畢竟ずるに敬神崇祖と血統の連綿性を尊重する二大民族思想の顯現されて居るもので、之は我古代の國家組織たる家族制度のもたらせるものと云ふべきか。

かくの如く大嘗祭が本來皇室家内輪に於て行はれた家督相續式であつたとすれば其の濫觴は極めて悠久で、遙に皇祖の御代に迄さかのぼる事が考へられなければならない。所謂神代に於ても亦天武朝以前の人皇の御歷代に於ても明確に大嘗の記錄こそ見えないが行はれて居たものであらう。現にそれらしく想像される記錄も二三に止らない。

何れにしても、大嘗祭は斯くの如き性質のものである爲に、後世になつても即位式とは異つて、出來るだけ純國風を保存し古來の風習を墨守するに努められて來たが矢張り仍つて、多少變遷隆替の跡を見るのは已むを得ない所であらう。或は佛意を混じ、唐風に染み、時には諸行事諸事物の華美の甚しき目を覆ふ許りの時代もあつた。概して云へば奈良朝の中期迄は諸行事純朴で精神的であつたが、後半期以後王朝文化の爛熟時代に至つて、其の形式に於て盛んで、内面的精神的方面に疎な傾向のあつた事は遺憾であつた。

## 徒然草の女性觀に就いて

學生　田村圓澄

徒然草の思想は、屢々矛盾撞着せるものの如く考へられてゐる。例へばその女性觀に就いて云つても、兼好は色欲の誡むべきことを說く反面、戀を積極的に肯定するが如きことを語つてゐるのである。しかしながら、かゝる矛盾撞着も、次の三つの段階に於て顧みられる時、そこには自らなる統一が見出されるのではなからうか。

一、悲戀の情趣を解し得ぬ人
二、悲戀に沈み悲戀を歎く人
三、悲戀をならひとして諦觀し得る人

即ち、萬にいみじくとも、色このまざらん男は、いとさうぶくしとして先づ否定せられる。（第一段階）戀に泣き戀に涙する『伊勢物語』の男の如きも、たはれたる方として否定せられる。（第二段階）そして最後に、悲痛な戀の生別をも、ならひとして靜かに受け取り得る人が、第三段階に立つものとして措定せられるのである。

徒然草の女性觀は、しかしこの三段階に盡きるのではない。更に、戀ををかしと觀じ得る立場（第四段階）が「あらましほしかるべきわざなれ」として語られるのである。をかしさを通して女に對せんとする態度は、恐らく徒然草以前に於ては見られないと思はれるが、とにかく室町・德川時代の浮世意識は、まさにかかる

女性觀を基調として展開するものである。

徒然草の女性觀に、かくの如き四段階を豫想することは、しかし徒然草に、この四段階が內在することを意味するのではない。我々が、かかる段階を豫想するのは、徒然草に對する我々の理解の仕方を示すものである。だからたとへ兼好が、かかる四段階を意識してゐなかつたとしても、徒然草に對するこの種の理解の仕方は、決して不當なものではない。のみならず或思想を理解せんとする場合、理解の對象となつた思想は、實はかくの如き理解の仕方を通してのみ、我々にその實相を顯すのである。そして恐らく徒然草の思想研究も、かかる理解の仕方を考慮せずしては、遂に不可能となるであらう。何故なれば、徒然草の思想を對象化する限り、その思想は永遠に把握され得ぬからである。

我々は、徒然草の女性觀を理解する仕方の一つをこゝで示したのであるが、もとより理解の仕方はこれだけにとゞまるのではない。しかしいづれにしても、我々に對する課題は、徒然草の思想そのものにあるのではなくして、むしろそれを理解せんとする我々の仕方にかゝつてゐることを、吳々も反省しなくてはならぬ。

昭和十五年度第三回例會

一、期　日　七月二日（火）
一、場　所　第五演習室
一、發表者　題目及び內容梗概

## 宣長學の解釋

學生　城　福　勇

本居宣長は、自己の古學を「道の學問」と呼んだ。古學はまた、皇朝學といはれ、彼自身「君はわが古典によりて他國の說をとりさばくなり」と言つてゐる。しかし、如何に民族的なもの、國家的なものを母胎にして生れ出やうとも、そこに內在する普遍的なものによつて、「道の學問」は、まさに「がくもん」とならねばならぬ。

宣長の古道說は一應の意味で、彼の「信仰」とも、「信念」ともみる事が出來る。しかし彼自身、古道、彼のいふ「學問」によつて「知る」ことが出來ると考へた。といふことは古道の說は、一應、主觀的、浪漫的な古代主義とみられるにしても、やがて何らかの形を得來つて、「學問して道を知ること」を得せしめるに至るとみられねばならない。そこに彼の古典への沈潛があつた。源氏の君に具徵された古典的生、古事記の世界にみられる神々の生を媒介として彼の浪漫主義は

漸次古典主義へと結晶し、左樣な生の古典的形態を一の理念として、古學は「道の學問」として結晶したのである。

宣長が神々の行蹟にみたのは「眞心」であつた。上代も末代もかはる事なく、何れの國にも異なるなき「本の眞心」であつた。古道は、かくして、眞心の理念に於て普遍的、世界的な「道」であつたのである。かくのごとく、彼の「學問」は歷史を通して、むしろ歷史を否定するところに出發する。後の世の歷史的なものが、彼に於て「さかしら」と考へ捨てられた所以である。

宣長には、しかし、一方では著しい歷史的意識があつた。既に和歌の方面に於て、上古は上古の體、中古は中古の體といふ風に、人情風俗の變易につれ、移りかはるのが「萬代不易の和歌の本然」なることを云ひ、この點で、素朴な萬葉主義者である眞淵と相容れなかつた。同樣な事が古道の說にも言へるのであつて、宣長は、一方に於て、歷史的なものを否定して「本の眞心」へ復古することを要求しながら、他方「古よりも後世のまされる事」「後の世ははづかしきものなる事」を承認しないわけにはゆかなかつた。こゝに儒佛的な「空理空論」に對し、あくまで「事の跡」に執しようとする彼の立場がある。

宣長はしかし、以上の非歷史的な「道」と、歷史的な「事の跡」の間に、彼自身の調和を見出した。それが「神わざ」の說に外ならない。「神わざ」は、天地人間何わざも「神の御所爲」と考へるのであるが、それは實に、歷史に於ける「運命」の了得に外ならないと言へる。「神わざ」は、まさに「神わざ」として「いともいとも奇く靈しき物」であり乍ら、それに就て人力の如何ともしがたい必然的なもの、强制的なものである。されば、我々はこれに從順であることが、却つて人の心のまことであるといふのである。「運命」は必然的であり乍ら、それに於て、內面的に自然的なものである。それが歷史的な「事の跡」であると共に、それに於ける人の心のまこと——眞心なのであつた。

## 最近の北九州考古學界

### 一、遠賀川河床遺蹟の發掘

所謂遠賀川式土器の出現によつて斯界の注目を蒐めてゐる筑前遠賀郡水卷町立屋敷の河床遺蹟は、從來遺物の表面採集の狀態を脫しなかつた。その爲め包含層の狀態さへも判明せず、徒に河原に洗ひ出され砂の間に交つてゐる小土器破片の文樣に興味の眼を見張るに過ぎなかつたが、最近漸く完形土器も二、三採集せられ、器形の觀察もよほど可能になりつゝあつた。然し猶そ

の年代觀文化觀にしても、遺蹟の實狀より遊離する傾向があるのを遺憾とし、この遺蹟の學術的發掘を企圖して東京考古學會と地元學會有志と協力の下に、昭和十五年度夏期を期して實行に移された。この地は官地である點と、要塞地帶である點で相當手續きに面倒を感じたが、交渉の結果各方面の諒解を得て八月十一日より十九日迄豫定の發掘をなし得た。その成果は何れ同會より公表されるであらうが、目的とした所謂遠賀川式土器の層に掘り當てる事は出來なかつたけれども、これに關連ある彌生式土器の上下二層の遺物の檢出に成功し、土器石器木製品等相當貴重な資料が得られ、問題の土器の性質を考へる上に少からぬ貢獻を齎した事は銘記されてよい。

二、筑前糸島郡御床松原遺蹟の調査

貨泉の發見を以てつとに著名なこの砂丘遺蹟地から、先年多數の甕棺が發掘せられ、その一部は地元小富士村役場に保管中のところ、最近九大法文學部に寄贈を受け、考古學資料室に陳列されることになつた。昨年末京城帝大藤田教授の來講を機として、九州考古學會の見學旅行をこの地に行つた。十二月十五日快晴の天氣に惠まれ、會員三十餘名の參加を得、盛會であつたが、當日は豐富な土器石器類の外に、土偶二個の採集が衆目を蒐めた。後小學校前の畑開墾中箱式石棺數個掘り出した由を聞き、鏡山講師が現場を訪れたが、既に破壞して埋めたため詳細を知る事が出來なかつた。副葬遺物は何も見當らなかつたさうである。

三、筑後國三池郡高田村下楠田貝塚調査

繩文土器を出す貝塚として北九州方面では有數の下楠田貝塚が、最近三井三池鑛業所の社宅地に買收され早晩地均が行はれる爲、縣當局は時前の調査をなすことゝなり、本年二月初旬鑛山調査委員が主として事に當り、トレンチを穿つて多量の貝殼土器、石器、骨角器、獸骨等を檢出した。この貝塚は表面に散布する遺物の狀態から有望視されてゐたが、調査の範圍から云へば、多年この地の貝殼を採つて石灰を燒いた爲、純貝層少く攪亂の痕著しく、貝層の處女狀態を窮むることが困難であつた。（鏡山）

## 西洋史學研究會

The Diplomatic Revolution of 1854.—Gavin B. Henderson.（Amer. Hist. Review. Oct. 1937）

（一八五四年の外交的革命——アメリカ史學評論一九三七年十月）

長　壽　吉

クリミヤ戰役に際しての外交が、十九世紀國際關係

を全く一變したことを述べた論文で、三節に分け、第一、「四點」第二、一八五四年十二月二日條約の交渉、第三、條約の意義としてある。はじめに冗長な事態説明があり、次に論者は、由來史家が露墺普三國提携の破局の狀態を看過したと言ひ、戰役の責任何國に在るか、英國はその後押しであつたか等の問題は、解き難いと言ふが、この説はむしろ吾々に疑問である。即ち三國關係の變革のことは誰も知つてゐるところである。又問題云々は、この論文中に特に要求されるべきものであつたに拘らず、充分に説明してゐない。論者は次に、露國の墺國勸誘の經過を述べ、オルロフの骨折りの無益なりしことを述べ、次に墺國の態度を非難するが如くして、しかも東方問題に對するその國是を是認するが如く説明してゐる。即ち、積極的な目的として墺國は、露國の南下を防止し、ドナウ河口地の自由を確保せんとするものであり、消極的な目的として戰爭を局限回避せんとし、露國に河口地からの撤兵を要求したと述べ、更に佛蘭西の政策に論及し、外相ドルウアン・ド・リュイスの親墺策から、巴里に於て彼とトウヴネルと墺國使節ヒュブナアとの間に協議が行はれ、有名な問題解決方法「四點」が生じたこと、同時にそれは全く佛國案でヒュブナアの關知しない處であるとし、それを佛國は墺國案なりと稱して、英國に示したのであると述べてゐる。脚註にも同樣に記してゐるが、この斷定は――尤も論者は斷定にまで到つてゐないが――今少しヒュブナア備忘錄などの檢討が必要であらう。論者はこゝにヒュブナア備忘錄を參照してゐない。唯これを感知した英國の愼重態度を「アバアディン卿通報」文書に由つて示すことに由つて、傍證してゐるのみである。さて論者は、所謂「四點」の意義及びその發生の由來を述べた後に、墺國が遂に意を決して對露行動を起さんとした時、恰かも露の撤兵の報知があり、從つて墺國は、極力戰禍をさけんとして、英佛から離れんとしたことを述べ、更に佛蘭西のこれに對する力强き推輓と、英國の躊躇とを述べ、ついて墺國首相ブオールシヤウエンシタインの兩面的態度を説明してゐるが、この説明は、この墺國首相の爲人から考へて、吾々を首肯せしむるものがある。即ち八月五日露使ゴルチャコフがブオールに撤兵の件を確答したに拘はらず、墺國首相は英佛に對し、「四點」解決法を中心とする覺書きの交換に同意する用意ある旨を致し、又不撤兵を條件としたる三國協同には、現に撤兵行はれたる限り加入し難いが、しかも何日かはこれを實現せしむるであらう、と云ふが如き意を傳へてゐる。論者の言ふ如く、一面この態度は外交上の成功と見られる。斯くて「四點」に關する不明確、即ち特に英國に於て

その修正の意見あるものに對しては、墺國は全く四點に同意して、之を以て東方問題に對する列國要求の「結晶」なりとし、三國協同に入るが如く入らざるが如き態度に於て、露西亞の撤兵の要求の成功したことの恩を着せて、容易に決定せず、英佛は墺國の協同を必要として、切りに墺國を英佛協同に加入せしめんとし、覺書の交換を有効ならしめんと努力し、遂に十二月二日條約の交渉に及んだことを述べて、第一節を終つてゐる。參照文獻は條約文集の外、往來書翰、備忘錄、著述等充分に擧げられてゐる。（以下省略）

Richard Benz, Von der romantischen Vollendung des Barock. (Deutsche Rundschau, 66. Jahrgang, Heft 6, SS. 104—110)

（バロックの浪漫主義的完成について）

小林榮三郎

論者ベンツには「ドイツ浪漫主義の藝術」の著がある。この小論も十八世紀の末から十九世紀の初めに亘るドイツ文化の隆盛期について、尙古主義と浪漫主義との對立を超え、兩者を包括する文化史的な全體的把握を目ざしてゐる。この場合、論者の視野が全くドイツに限られてゐること、また啓蒙思潮に觸れてゐないことは遺憾であり、且つ諸處に牽强撞著の感をもいだかしめるが、ドイツ浪漫主義とバロックとの關聯を强調せるものとして示唆に富む。論者はこの時代の音樂がバロックの有機的繼續であることから、他の精神的領域においてもバロックは、從來考へられた以上に生き永らえたものではなからうか、と推測する。かくてゲーテについても從來その尙古的一面が强調されて彼の「甚だ重要なバロック的特相」(sehr wichtige barocke Wesenszüge) が見おとされたと主張し、ゲーテの神話的假裝への愛好、歌謠劇や假裝行列を伴ふ社交的祝祭的作詩、その「宮廷的」生活、ファウストに見ゆる敎會的バロックへの愛著などを擧げ、さらにゲーテのキリスト敎及び宗敎に對する態度は、精神に極めて自由な逍遙を許しながら究極の神秘の前には敬虔に沈默するバロック人のそれに似てゐること、更に彼の流動的文體をも例證として擧げる。但、一つの精神的狀態の表現としてバロック文化を考へるとき、それはドイツでは、南部のカトリック的地方のみを支配したのであつて、北ドイツの新敎的詩人・思想家には殆ど知られてゐなかつた。しかしその北ドイツでは十八世紀の後半に意識上の一大變革が現れる。卽ち過去を一段と高いものとしてこれに眼を向けることがあつて、中世を憧憬する浪漫主義も、古代を模範とする

尙古主義も、この一點において變りはない。而してベンツによると、これはバロックがその要素に分解したもので、バロックの中には古代的な彫塑的なものと中世的な音樂的繪畫的なものとが融合して、これをキリスト教的世界感（das christliche Weltgefühl）が擔つてゐた。かくて尙古主義と浪漫主義とはバロックから乖離する革命的なものでなく、歷史的な知識・希望・推測にもとづくバロックの要素の孤立から生ずる。この北ドイツ新教界の歷史的・哲學的・文學的なものが、南獨のカトリック的傳統の造營的音樂的なものに加はるところ、そこに十八・九世紀の交におけるドイツ文化隆盛が見られたと論じてゐる。この際ベンツは個性的文化（Persönlichkeitskultur）と共同體的文化（Gemeinschaftskultur）との別を考へてゐるが、それにも拘らず彼によれば凡そ眞正な文化は共同體に根ざすが故に、バロックにおいても作家の個性はむしろ共同體に沒入し、謂はば誰もが無名作家であつたから、その意味においてバロックの正統的繼承（legitime Fortsetzung）は、共同體文化を標榜せる浪漫主義によつてなされたのである。また、このドイツ文化の隆盛期が、「發端」或は「開花期」でなく「結實期」であり「終末」であつたことも、その文化がバロックの繼承擴充であつたことからのみ理解される、と論じてゐる。

Gordon Wright, The origins of Napoleon III's free trade. (The Economic History Review. Vol. IX. (1938) No. 1 (Nov.) pp. 64—67.)（ナポレオン三世の自由貿易の端緒—經濟史雜誌第九卷第一號所載）

辛島重義

一八六〇年一月は第二帝政の經濟政策上に於ける一大革命時とされる。それは英佛通商條約なる形式の下に、新しく自由貿易が採用されたのである。この經濟的「クウ・デタ」の大變革の責任者は誰かと云ふ問題は頗る興味あるがこれに關してライトは大要以下の如き示唆を與へてゐる。卽ち先づナポレオン三世の自由主義への依嚮性はラテントなものであり、從つて帝自身の意中より出たとするのは疑はしく、次にこの條約締結に直接盡力したミシェル・シュヴァリエとリチャード・コブデンとが帝の意を獲得したとする說には、ダンハムは近來佛蘭西文書館中に無署名無日附の書翰が注目されてゐるがこの草稿の筆者こそシュヴァリエであるとしてゐる(Dunhum, The Anglo-French Treaty of Commerce of 1860 and the Progress of

the Industrial Revolution in France, Ann Arbor, 1930) が彼のこの草稿筆記の推定を五九年一月或は八月とするは不確定であり、又さうであるにしても皇帝により何時披見されたかは確證なく或は條約締結後たりしやも知れぬ。次にジアン・モウランは五九年十月十九日に皇帝は閣僚に當時佛の資本家であつたペレールよりの覺書を下賜したとしてゐる、(Jean Maurain, Un bourgeois français au XIXe siècle. Baroche, ministre de Napoléon III, Paris, 1936) これもしかし貿易促進策として關稅引下の企であり英國との通商關係への暗示を持つてゐない。その上これは十月に現はれたのであり比較的遲いと云はれねばならぬ。此處にライトは以上の諸說の上に出でゝ皇帝の裁決の基礎となつたと思はれる新らしい資料はペルシニイの私文書であるとする。(Bibliothèque Nationale Nouvelle Acquisition Française 23056)。ペルシニイは皇帝の長き亡命時代の援助者であり「皇帝よりもさらに帝國主義者的」であつた。五五年以來英京に大使たり、皇帝には文書を以て進言してゐる。to go into a sort of sugar-coated disgrace に入るは遲かつたとは云へ彼の進言は五九年にも重きをなしてゐた。事實伊太利戰爭中も彼は外相ワレウスキーより以上に屢々皇帝に書面を提出してゐる。ペルシニイの外交政策の方針は英との國交に好關係を得るにあり、當時彼は英が佛帝の伊太利戰目的に疑惑を懷いてゐたのを何とかして好轉せしめようとして五九年七月廿日皇帝宛に二十億フランを四半して、各五億フランづゝにて農業改良、關稅引下、植樹事業、土木事業に支出せんことを提案した。この結果ペルニシイは一應巴里に召喚され、閣僚にその四計畫を說明し、更に倫敦に歸任の上、更にこの四點に關して詳細を文書にて進言して英國との通商條約締結を希望し、更に十一月に至つては兩國間外交上の惡感情の增大するを見て、これを一掃する目的のためにも兩國の通商條約の締結すべき必要を述べてゐる。かくてライトによれば英佛通商條約は全くペルシニイの主導的立場より政治的理由から生じて來たのであると結論してゐる。頗る短い文ではあるがかく政治的方面にその理由を見出すのは經濟理論方面から、產業膨脹の方面よりのみからする舊來の論說に對して吾人にも多くの示唆を與へてゐる。

Ch. Petit-Dutaillis, La formation de l'unité française. (Annales de l' Université de Paris. 15 Ann.(1940) No. 1 (Jan.–Mars) pp. 52—66) プチデュタイイ佛蘭西統一の成立（巴里

大學紀要第十五卷第一號）

辛島重義

佛蘭西を一度でも歴遊した人はその統一が自然及人文の地理によつてゐるのではない事は説明を要しない事である。セーヌ河の甘美な谿ではラツズ岬の黝暗の岩石、モンブランでは平坦肥沃のボースの草原、ロレエヌの高原ではサントンジュの微風と云ふ風に緯度や海濱の各によつて風土と氣温が異つてゐる。この土地の上に住む人に就いて云へば、地勢や風俗や宗教や政治や言語までが異つて居り、人類學者は佛蘭西民族はないと迄極言してゐる。しかしそれにも拘はらず佛蘭西が佛蘭西として統一してゐる理由は何等か説明されねばならない。それは長い世紀の間の歴史からである。かくてプチデュタイイはゴール人の古代より現代に至るまでの佛蘭西統一の歴史を簡單であるがしかし要領よく説明してゐる。即ちゴール時代にはラテン文化が佛蘭西の地に移植され、又ラテン化されたとは云へ中央的に統一する迄には至らない、寧ろ半未開の諸民族であり分立的ですらあつた。封建化した貴族も庶民も又教界に絶大の力を有する僧侶も佛を統一することが出來なかつた。統一したものは Royauté である。カペー王朝以來の「偉大さ」の理念と追憶、神秘的觀念は宗教的な詩的な tradition となつて "douce France" の傳承を國民の胸裡に殘して來た。Charles Martel の、Charlemagne の傳統は聖書の、羅馬の、獨逸的な神聖帝國の傳承と相伴つて一種の神秘 Mythe となつて來た。ルイ聖王は封建的思想の、又制度の壓迫的な外被を破り、神權王國を、延いて近代佛蘭西王國の基礎を樹てたのであつた。かくてこの「近代佛蘭西王國」は英國との長き抗爭がありブルゴーニュ公の亂があり、怖るべき内亂、宗教戰爭、フロンド黨などの試練を經る一方、ラテン語を離れて langue vulgaire が佛蘭西語として生長して來て、科學に、哲學に、宗教にすらこれが用ひられるやうになる。一五三五年の勅令は佛蘭西語のラテン語への勝利の時期を示す。佛の統一は殆ど今一歩で成立するところであつた。不幸にして財政の紛亂と統治不能とは parlement が一部の特權を保護し、風俗の區々、佛の精神的分裂を齎して無政府狀態へと導いたのであつた。大革命は佛の統一を救ふものであり完成せしめるものであつた。舊き郡縣が廢止されて八三の département と代つた。革命祭も祖國の祭壇となり、又アルサスの動向は佛の統一に對して強き感激を與へる。大戰及その後を見ても佛の統一は既に完成してゐたのである。今は唯一つより大きくなることにある。ラマルティヌは既に百年前にジョスラ

ンの八行詩に神は二つの魂を與へ給うた、一は思惟の、一は勇武の。思惟の魂は人の世の使用となり、勇武の魂は常に堅く又起立してゐると。プチデュタイイのこの概觀的な佛蘭西統一の歴史は四〇年三月前であり、六月十五日獨軍巴里無血入城に先立つこと僅々數月を出でない。彼此思合せて感慨なきを得ない。

H. M. Peterssen, Justus Möser, der deutsche Machiavell. (Deutsche Rundschau, 67. Jahrg. Heft. 1, Okt. 1940)

（ドイツのマキアヴェリ・ユストゥス＝メーゼル）

本多四郎

メーゼル（1720—'94）はその生涯において榮譽に滿てる外的成功を博しその令名諸國に遍かりしに拘らず、とかく從來彼の私的側面並びに彼の歴史的動力が看過され勝ちなりしを遺憾として、ペーテルセン（Peterssen）はこの小論に於てドイツのマキアヴェリとしてのメーゼル像を形象せんと企圖する。

『オスナブリュックの歴史』Osnabrückische Geschichte.（1768）の著者としての社會經濟史家メーゼルの研究は相應に深化されてゐるに比し、彼の政治家乃至評論家的側面が比較的閑却され來つたことは論者の指摘する通りであるやうに思はれる。

先づ論者はメーゼルの公私生活を瞥見した後、彼の論集『愛國的幻想』"Patriotische Phantasien"（1774—78）についてその若干の論文は成程實踐的目的を追求せんとするものなるも、それはゲーテの評するが如き單なる實用的見地からのみ無雜作に理解され得ないものであり、寧ろ生業の煩累と卑小から脱却せんとするメーゼルが他我を表明せんと欲したる成果であると論ずるのは興味ある示唆と言ふべきであらう。

ついで論者はメーゼルの政治思想について論及しドイツのマキアヴェリとしての性格を闡明せんと試みる。「彼は新興自然哲學に反對し、古代史に徴して嚴格なる階級的組織の合目的性を論証し、古有の人間社會に於て演ずる恐ろしく重要な役割を想定した。しかしその古有の謂は盛衰が土地に照合されたる古有であり、機會に左右されるが如き動産を意味しない。」と。かやうにメーゼルが啓蒙精神の抽象的なる合理主義的思惟を排して、歴史的研究に導かれ乍らよく歴史的現實に看眼し、國家組織體の自然的な云はゞ物質的な根據に注目してゐることが指摘される。次に「無秩序即ち恐るべき社會の分裂は新聞の論説等によつて全體としての民族に自覺されねばならないと言ふことは佛革命主義者の啓蒙的企圖と同樣誤つたものであるとメーゼ

ルは考へた。民衆を指導すべき眞の統治術は指導者獨自の最善達成に必要なる行爲をなすといふ點に成立せねばならない。」と。こゝにおいて『政治家』といふ有能にして完成された個性が尊重され、政治は指導者の技術と見做され、國家はかゝる技術によつて、所謂『藝術品としての國家』即ち藝術的形成としての政治的統一に齎らされるべきであり、その政治的統一は立憲的統一よりも專制的統一に傾き、民衆と市民とが從たる地位に置かれて來る。かくの如くメーゼルは啓蒙主義の民主主義的・自由主義的理想の優越を拒否しあく迄上からの專制的權力の絶對性を要請せんとする。かくて「民衆を指導すべき技術は政治的結果の良否によつて規定され、更に國家の指導者にとつては人間的有德の如きは單なる政治的手段に過ぎない。彼が傑れたる專門家であるならば、此の手段の御蔭で驚異的なる永續的成果を收め得る。」と。即ち指導者は現實的効果に重きを置き、打算のみを行爲的標準とし、實例のみを窮極目的とすることによつて、國家秩序の建設と政治的行爲の自律性とを意圖すべきであり、道德的善の如きはこの目的達成の効果的なる手段に過ぎないものと考へられて來る。

以上メーゼルの政治思想の問題的傾向を窺つて見たわけであるが、彼の政治思想が他我を表明せしものなるか否かは暫く措き、その政治思想のみを抽出して觀察するときその都度摘記された三點において『君主論』に表明されしマキアヴェリのそれに酷似するところ實に驚くべき程である。この點ペーテルセンの意圖が政治思想自體の圈内に於てのみメーゼルをドイツのマキアヴェリとして換言すれば彼を忠實なるマキアヴェリストとして描かんとするに存する限り彼は充分成功してゐるものと考へられてよい。

以上がこの小論の主題を構成してゐるのであるが、その他彼の民衆教育の功績を稱へ「自由主義的教授」としてのメーゼルの歴史的關與をも興味深く考察してゐるのであるが割愛せざるを得ない。

Friedrich Seebass, Ernst Moritz Arndts innere Wandlungen. (Deutsche Rundschau, Jahrg. 66, Mai. 1940. SS. 51—56)

（E・M・アルントの内面的變化）

本多四郎

ドイツ『民族の忠實なる英雄』たるエルンスト・モーリツ・アルント（一七六九—一八六〇）は十九世紀に於ては等閑視されてゐたが、世界大戰と其後の十年間の怒濤時代の影響により、再びドイツ意識の中に歴

史家・教育家・民族研究家・道德的＝宗教的人格者並に詩人として把握されるに至つたとゼーバスは冒頭する。實に筆者の序言するが如く、ランゲの一九一〇年のアルント研究以後グンドルフを始め數種の主要なる文學的・歷史學的研究書が續刊されてゐる。ゲルマーニア理念の追求者たるアルントが大戰後のドイツに於て想起されるのは當然であると共に彼の民族的先覺者たる性格が一層明瞭に認識されるわけである。

アルントは一七六九年當時スウェーデンの支配下に屬せるリューゲンの農家に生れた。幼き頃の敬虔なる兩親の庭訓と當時猶汚されざる故鄕の自然との影響は長き生涯を貫く生命基調を形成した。彼は既に家庭教師の感化の裡に、疾風怒濤就中ルーソーの新文學を契機として當時西歐世界を風靡せる啓蒙恩潮より脫却することが出來た。一七八七年シュトラールズントに、後にはイェーナへ神學研究の爲に赴いたが寧ろ孤獨を愛して教會へも集會へも出席しなかつた。彼は全く僧職を辭することによつて內面的生活の不透明さから免れ、剩へ多年の海外滯留によつてより廣き生活を味ふことが出來た。旅行體驗は彼の思想に重大な危機を齎すと共に、後の歷史的・民俗的著作に影響を及ぼした。今や若き日の單純なる聖書信仰・祈禱生活に代つて自然＝人間史に於て啓示されると共に萬有を貫流する生命力が中心點を占めるに至つた。一八〇〇年歷史學私講師としてグライフスヴァルダーの講義でそれに從事すると同時に個性的生命把握のエネルギッシュな倫理觀あたかも佛大革命の正當性認識よりして一八〇二年『ポンメルン・リューゲンに於ける體僕制度試論』に於て農民階級の解放と向上とを力說した。

併しながら玆に注意すべきことは彼には一方科學的觀察と詩作との、他方政治的理想との二傾向が九十年に亘る生涯に纏綿してゐたことである。かゝる二傾向の矛盾相剋に彼の內面的動搖と變化とが因由してゐたのであつた。

先づ第一に彼は最も高貴なる人間的理想を志向せんとした。卽ち彼はヘルデルリーン・ヘルダー・シラー等當時の文學界の巨匠に觸れギリシヤ研究の結果異教世界を讃美しキリスト教の本質を尋ねてキリスト・ルターを研究した。

それにも拘らず他方に祖國的自覺が喚起され「如何に政治的なるものが我が詩的なるものを蹂躙したことか」と告白する樣に、彼は純粹なるキリスト教と桎梏の下に喘げる民族の救濟に獻身せんとの特殊な生課題を解決せんとした。而して後者が決定的であつた。ナポレオンのドイツ蹂躙の結果三ケ年間スウェーデンに逃走した彼は外交的責務に携りつゝさに變革的なる歷

史的事件を感得しながらコルシカ人によつて震駭された全歐世界を注視した。當時異鄕にさすらふ孤獨なる身を慰めしものは貴顯淑女達との交際であつた。のみならず多幸なる結婚生活と幾多の女性との交誼は彼に女性生活の內奧を敎へた。

やがて彼が「祖國を愛しその爲にあらゆることをなすは美しきも、人間たる事——祖國的なるものよりあらゆる人間的なるものを尊敬せることは限りなくより美しきことなり。」と語るに及んで第三段階に到達する。されど彼は窮極に於て不純なる世界主義、無氣魄なる古典主義並びに誤まれる浪曼主義とも絕緣してゐた。彼には再び深く根ざせる兩親の信仰と獨自の少年時代が甦つた。かくてキリスト敎に復歸し來れる彼は自己の深き體驗とシュタインとのドイツ解放事業とによりて確乎たる人間と豫言者へと陶冶されドイツ人・クリスチャンとして解放運動の指導者となつた。此の困難なる戰の中に體得したドイツ的・キリスト敎的精神は長き生涯の後半に於て確立深化されねばならなかつた。一八一九年『國家に危險なる活動と結社』に對する彈壓の爲ボン大學を逐はれ世人に對する顯著な影響力を殆ど失つてしまつた。

以上の如くアルントを一個の人格として彼の內面的發展の迹を辿らんとする所に此の小論の特色が求められるであらう。併しながら多像多彩なるべき中期の姿が粗略に失し、而もその發展を促すべき契機の究明に徹底を缺き從つてアルントの歷史的・社會的存在たるの了解も不充分なる感を懷かしめるのは遺憾である。

## 九州支那學會

第十三回例會

昭和十四年十二月三日　於縣敎育會館

一、廣瀨淡窓の經天思想　長壽吉敎授

一、北支蒙疆視察談　重松俊章敎授

第十四回例會

昭和十五年五月十九日　於三畏閣

一、讀詩偶感　目加田誠敎授

第十五回例會

昭和十五年十二月一日　於三畏閣

一、良知現成說　岡田武彥氏

一、蒙疆旅行談　建國大學助敎授　井邊總夫氏

第十六回例會

昭和十六年一月廿四日　於三畏閣

支那の離婚文書について　仁井田陞氏

第十七回例會

昭和十六年二月九日　於縣敎育會館

一、韓非子雜感　五高教授　竹内照夫氏

一、陳奐の詩毛氏傳疏について　目加田誠　教授

九大法文學部史學關係卒業論文題目

一、大嘗祭の意義及沿革　國史專攻　小鳥盛枝（昭和十五年十月卒業）

一、宣長學の解釋　國史專攻　城福勇（昭和十五年十月卒業）

一、徒然草の思想研究　國史專攻　田村圓澄（昭和十六年三月卒業）

## 九州史學會規則

第一條　本會ハ九州史學會ト稱ス

第二條　本會ハ史學ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ史學ニ篤志ナルモノヲ以テ會員トス
會員ハ名譽會員及ヒ通常會員トス

第四條　名譽會員ハ委員會之ヲ推薦ス

第五條　本會ノ事業左ノ如シ
一、例會、大會
二、史淵發行
三、史學研究ニ必要ナル事業

第六條　本會ニ常任委員並ニ委員若干名ヲ置キ兩委員ヲ以テ委員會ヲ組織ス
委員ノ任期ハ一ケ年トス

第七條　本會ニ委員長ヲ置ク
委員長ノ任期ハ一ケ年トス
委員長ハ委員會之ヲ定ム

第八條　次期委員ハ毎年改選期ニ現在委員ノ投票ニ依リテ之ヲ定ム

第九條　委員會ハ本會ノ事務ヲ議決ス

第十條　本會ニ庶務係若干名ヲ置キ委員會ノ決議ニヨリ本會ノ事務ヲ分掌ス

第十一條　會員ハ住所變更ノ都度之ヲ本會事務所ニ通知スル可シ退會セントスル者又同シ

第十二條　通常會員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ前納スルモノトス

第十三條　本會ノ事務所ヲ九州帝國大學法文學部史學研究室内ニ置ク

第十四條　本規則ノ變更ハ委員會ノ決議ニ由ル
以上

本年度委員

顧問　長松壽

常任委員　重俊吉　長沼海章　竹勝賢　日野也　鏡岡三郎　小猛郎

委員　中山榮三　中開健　江林虎　井三郎　辛島重　中井義　安部章　長末勉　本多四郎　池上英敏（庶務會計）